

関原発第529号

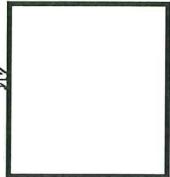
2020年2月20日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番

関西電力株式会

取締役社長 岩根



工事計画変更認可申請書の一部補正について

2020年1月30日付け関原発第497号をもって申請しました工事計画変更認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません。

別紙

美浜発電所第3号機

工事計画変更認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

I. 補正項目

II. 補正を必要とする理由を記載した書類

III. 補正前後比較表

IV. 補正内容を反映した書類

I. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
添付書類 添付資料 ・資料 3 1 中央制御室の機能に関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。

II. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2020年1月30日付け関原発第497号にて申請した工事計画変更認可申請書について、「資料31 中央制御室の機能に関する説明書」の記載の適正化を行うため補正する。

III. 補正前後比較表

美浜発電所第3号機 工事計画変更認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-1 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】

変更前	変更後	備考
<p>に機能を發揮する設備を第2.2-3表及び第2.2-2図に示す。 また、建屋内保管により調査対象外とする際に考慮した設備を第2.2-4表に示す。</p> <p>2.3 敷地内可動源 国際化学物質安全性カード等を基に有毒化学物質を特定し、敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、アスファルト固化の廃棄物のように製品性状等により運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものについては、調査対象外とし、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」解説一4の考え方を参考に、第2.1-2図及び第2.2-1表のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあるか、又は性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。 敷地内可動源を抽出した結果を第2.3-1表に示す。また、中央制御室等の外気取入口と敷地内可動源の輸送ルートとの位置関係を第2.3-1図に示す。</p> <p>2.4 敷地外固定源 美浜発電所における敷地外固定源の特定に当たっては、地方公共団体の定める地域防災計画を確認する他、法令に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵施設に貯蔵された化学物質を調査し、貯蔵が確認された化学物質の性状から有毒ガスの発生が考えられるものを敷地外固定源とした。 調査対象とする法令は、化学物質の規制に係る法律のうち、化学物質の貯蔵量等に係る届出義務のある以下の法律とした。（別紙2参照） <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法 ・消防法 ・高圧ガス保安法 <p>調査結果から得られた化学物質を、「2.2 敷地内固定源」の考えを元に整理し、流出時に多量に放出されるおそれがあるかを確認した。 敷地外固定源を抽出した結果を第2.4-1表に示す。また、美浜発電所と敷地外固定源との位置関係を第2.4-1図に示す。 なお、中央制御室等から半径10km以内及び近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場は無いことを確認している。</p> <p>3. 有毒ガス防護のための判断基準値の設定 固定源又は敷地内可動源として考慮すべき有毒化学物質である塩酸、アンモニア、ヒドラジンについて、有毒ガス防護のための判断基準値を設定した。有毒ガス防護のための判断基準値を第3-1表に示す。</p> </p>	<p>に機能を揮する設備を第2.2-3表及び第2.2-2図に示す。 また、建屋内保管により調査対象外とする際に考慮した設備を第2.2-4表に示す。</p> <p>2.3 敷地内可動源 国際化学物質安全性カード等を基に有毒化学物質を特定し、敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、アスファルト固化の廃棄物のように製品性状等により運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものについては、調査対象外とし、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」解説一4の考え方を参考に、第2.1-2図及び第2.2-1表のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあるか、又は性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。 敷地内可動源を抽出した結果を第2.3-1表に示す。また、中央制御室等の外気取入口と敷地内可動源の輸送ルートとの位置関係を第2.3-1図に示す。</p> <p>2.4 敷地外固定源 美浜発電所における敷地外固定源の特定に当たっては、地方公共団体の定める地域防災計画を確認する他、法令に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵施設に貯蔵された化学物質を調査し、貯蔵が確認された化学物質の性状から有毒ガスの発生が考えられるものを敷地外固定源とした。 調査対象とする法令は、化学物質の規制に係る法律のうち、化学物質の貯蔵量等に係る届出義務のある以下の法律とした。（別紙2参照） <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法 ・消防法 ・高圧ガス保安法 <p>調査結果から得られた化学物質を、「2.2 敷地内固定源」の考えを元に整理し、流出時に多量に放出されるおそれがあるかを確認した。 なお、中央制御室等から半径10km以内及び近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場は無いことを確認している。</p> <p>3. 有毒ガス防護のための判断基準値の設定 固定源又は敷地内可動源として考慮すべき有毒化学物質である塩酸、アンモニア、ヒドラジンについて、有毒ガス防護のための判断基準値を設定した。有毒ガス防護のための判断基準値を第3-1表に示す。</p> </p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>
<p>- M3-別添-2 -</p>	<p>- M3-別添-2 -</p>	

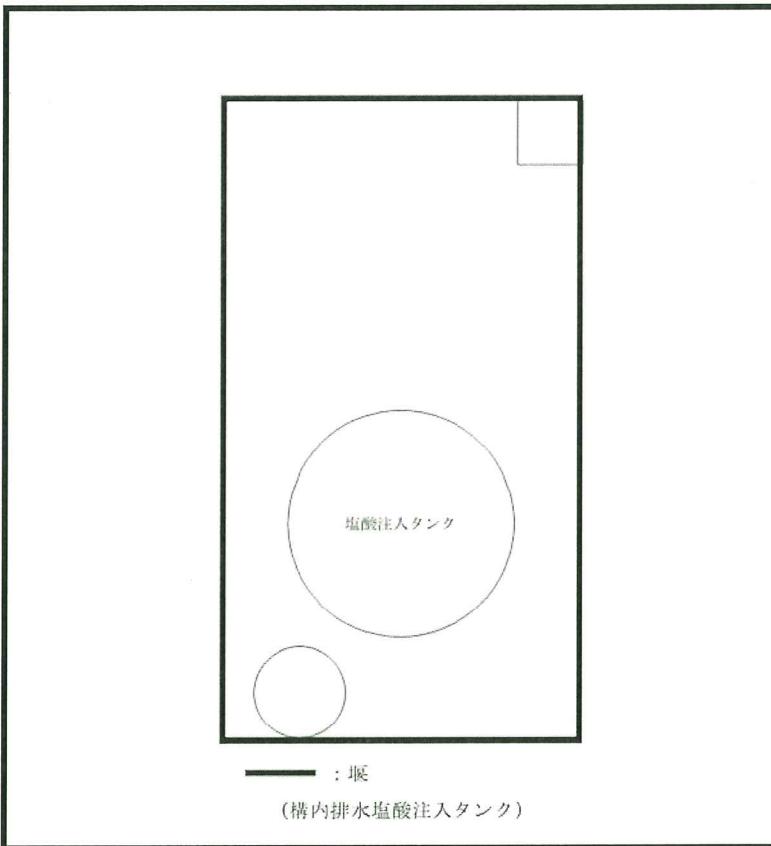
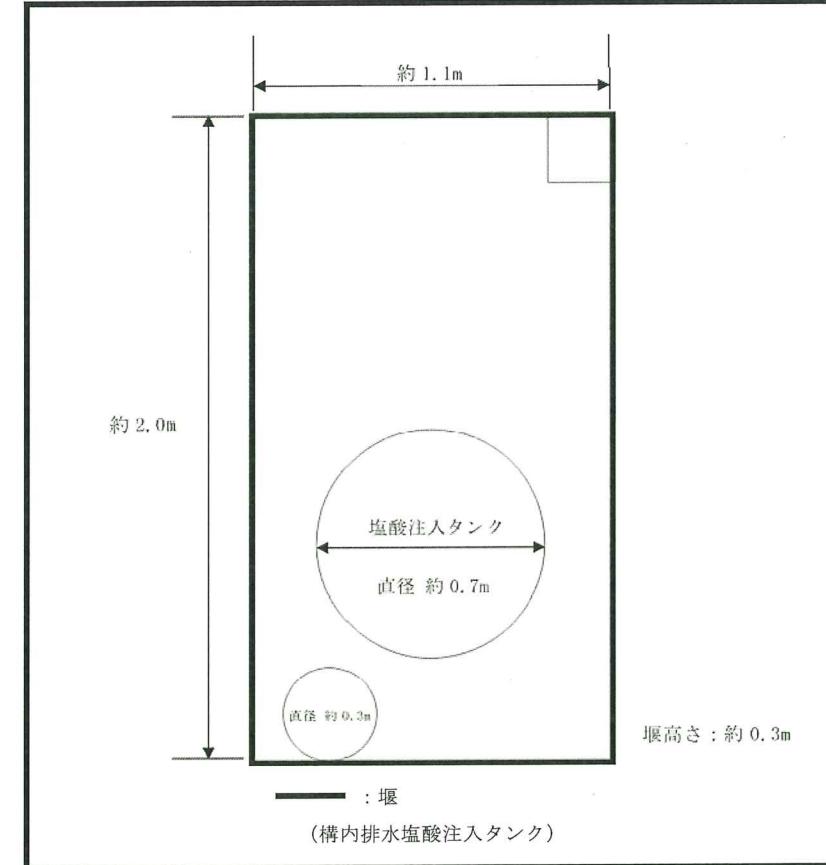
美浜発電所第3号機 工事計画変更認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-1 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】

変更前	変更後	備考
<p>準値を第3-1表に示す。</p> <p>有毒ガス防護のための判断基準値は、第3-1図に示す考え方に基づき設定した。固定源又は敷地内可動源の有毒ガス防護のための判断基準値の設定に関する考え方を第3-2表に示す。</p>	<p>は敷地内可動源の有毒ガス防護のための判断基準値の設定に関する考え方を第3-2表に示す。</p>	<p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p>

美浜発電所第3号機 工事計画変更認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-1 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】

変更前	変更後	備考
 <p>第2.2-2図 受動的に機能を発揮する設備（敷地内固定源）</p>	 <p>第2.2-2図 受動的に機能を発揮する設備（敷地内固定源）</p>	記載の適正化

IV. 補正内容を反映した書類

に機能を発揮する設備を第 2. 2-3 表及び第 2. 2-2 図に示す。

また、建屋内保管により調査対象外とする際に考慮した設備を第 2. 2-4 表に示す。

2. 3 敷地内可動源

国際化学物質安全性カード等を基に有毒化学物質を特定し、敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、アスファルト固化の廃棄物のように製品性状等により運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものについては、調査対象外とし、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」解説—4 の考え方を参考に、第 2. 1-2 図及び第 2. 2-1 表のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあるか、又は性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。

敷地内可動源を抽出した結果を第 2. 3-1 表に示す。また、中央制御室等の外気取入口と敷地内可動源の輸送ルートとの位置関係を第 2. 3-1 図に示す。

2. 4 敷地外固定源

美浜発電所における敷地外固定源の特定に当たっては、地方公共団体の定める地域防災計画を確認する他、法令に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵施設に貯蔵された化学物質を調査し、貯蔵が確認された化学物質の性状から有毒ガスの発生が考えられるものを敷地外固定源とした。

調査対象とする法令は、化学物質の規制に係る法律のうち、化学物質の貯蔵量等に係る届出義務のある以下の法律とした。（別紙 2 参照）

- ・毒物及び劇物取締法
- ・消防法
- ・高圧ガス保安法

調査結果から得られた化学物質を、「2. 2 敷地内固定源」の考え方元に整理し、流出時に多量に放出されるおそれがあるかを確認した。

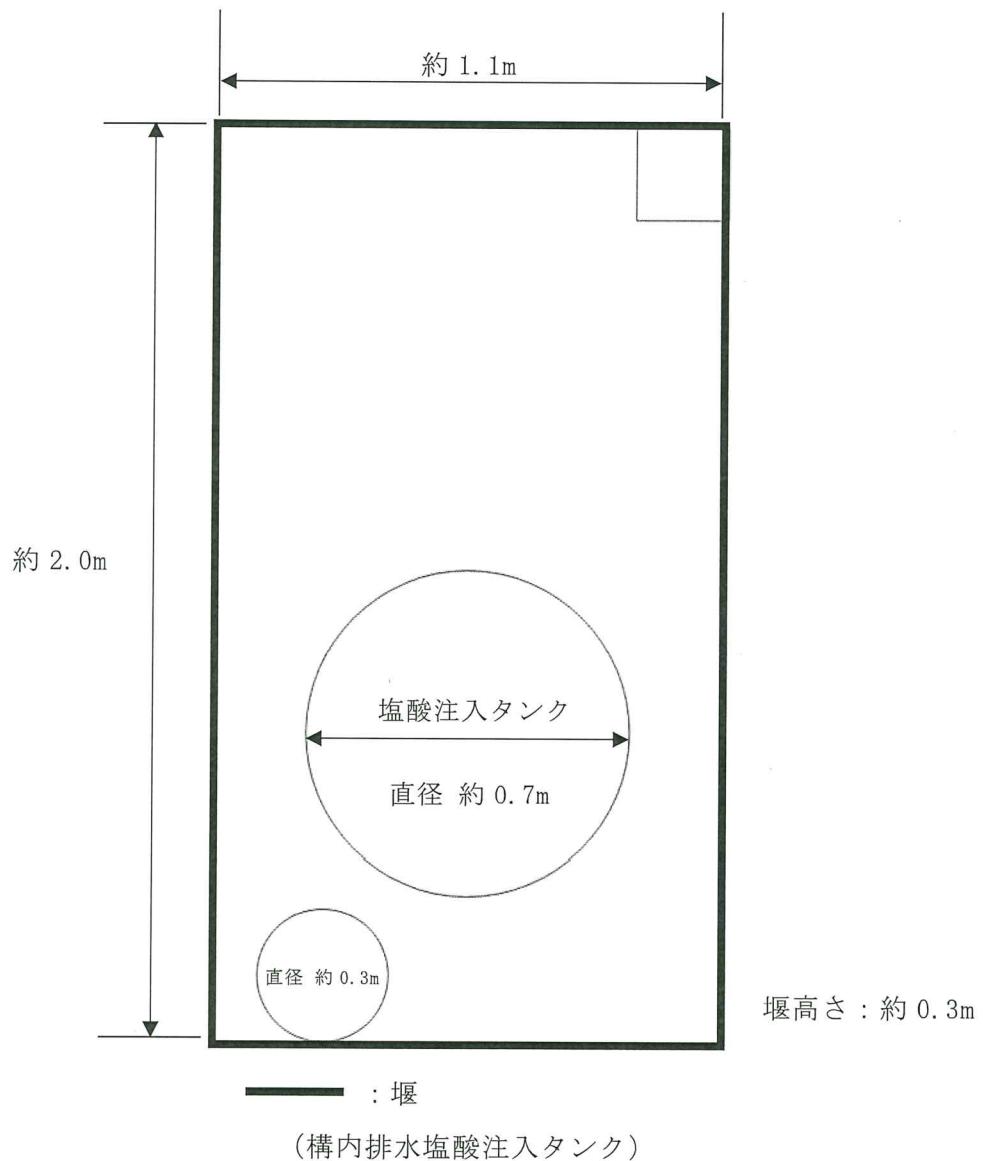
なお、中央制御室等から半径 10km 以内及び近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場は無いことを確認している。

3. 有毒ガス防護のための判断基準値の設定

固定源又は敷地内可動源として考慮すべき有毒化学物質である塩酸、アンモニア、ヒドrazinについて、有毒ガス防護のための判断基準値を設定した。有毒ガス防護のための判断基準値を第 3-1 表に示す。

有毒ガス防護のための判断基準値は、第 3-1 図に示す考え方に基づき設定した。固定源又

は敷地内可動源の有毒ガス防護のための判断基準値の設定に関する考え方を第3-2表に示す。



第2.2-2図 受動的に機能を發揮する設備（敷地内固定源）